

令和8年度三条マルシェ 出店要項

はじめに

この出店要項は、三条マルシェに出店される皆さまに向けて、「必要なことを、分かりやすく」お伝えすることを目的にまとめたものです。

安心・安全で楽しいマルシェを一緒につくるため、ご一読のうえ、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 開催概要

名称：三条マルシェ

主催：三条マルシェ実行委員会

共催：三条市・三条商工会議所

目的

三条マルシェは、まちなかの歩行者天国を舞台に、「モノ・コト・ヒト」が出会い、つながるイベントです。

地元三条の商業・工業・農業をはじめ、趣味や特技、会話や発見が交わることで、中心市街地の魅力を再発見し、市内外へ発信することを目指しています。

出店者・来場者・運営スタッフのすべてが“参加者”となり、一緒にマルシェの雰囲気をつくっていきます。

2. 出店募集について

出店対象

三条マルシェの趣旨に賛同し、会場の雰囲気づくりにご協力いただける法人・個人・グループの方を対象とします。

※市外事業者の出店は、全体の約2割程度を目安とします。

出店数

開催場所に応じて募集数を設定します。定数に達した場合、締切前でも募集を終了することがあります。

出店カテゴリー

- 飲食（テント）※調理あり・3品以内
- 飲食（キッチンカー）※調理あり・3品以内
- スイーツ・食品販売（製造販売業者）
- 地場農産物（生産者）
- 雑貨・日用品等（食品を除く物販）
- リラクゼーション・PR・その他
- ハーフ出店（食品を除く物販のみ）
- キッズ出店（子どもの手作り品のみ）

3. 出店申込み方法

- 出店申込みは、三条マルシェ公式HPのイベントページから受け付けます。
- 用紙での申込みも可能ですが、イベントページによる値引きは適用されません。
- 締切後の申込みは受付できません。

必須提出物等

- 出店申込み（今年度からイベントペイ申込み）
- 従事者名簿
- テント・車内レイアウト図
- 販売計画（飲食・キッチンカー・食品販売・農産物出店者が対象）

※すべて提出いただけない場合、出店できません。

4. 出店料・レンタル料（要点）

出店料（1 小間 = 2.5m × 2.5m）

- 飲食（テント）：6,000 円
- 飲食（キッチンカー）：9,000 円（2 小間以内）
- スイーツ・食品販売：5,000 円
- 地場農産物：4,000 円
- 雑貨等の物販：4,000 円
- PR・リラクゼーション等：4,000 円
- ハーフ出店：3,000 円
- キッズ出店：500 円

※イベントペイ支払い時は 500 円減額となります。詳細な料金・1 小間追加の際の料金等は別表をご確認ください。キッズ出店は申込書による受付となります。

5. 出店までの流れ（簡易）

1. 出店申込み・書類提出
2. 出店者決定（説明会資料送付）
3. 出店者説明会（参加必須）

4. 前日準備（備品積み込み）

5. マルシェ当日

※時間・集合場所は説明会でご案内します。

6. 当日の主な注意事項

- テント外での PR・チラシ配布は禁止
 - 名札の着用、テーブルクロス必須
 - 火気使用時は消火器を必ず用意
 - ルールを守れない場合、次回以降出店をお断りすることがあります
-

7. ハーフ出店・キッズ出店について

共通事項

- 食品販売・PR 出店は不可
- 販売スペース：幅 1.25m×奥行 2.5m
- 販売台は 90cm 角以内

キッズ出店

- 自作の手作り品のみ販売可
 - 保護者の同意が必要（出店者説明会に保護者が同伴してください。）
 - 小・中学生は開催当日の保護者同伴が必須
-

8. その他のお願い

ごみ・清掃

- 来場者ごみは会場設置のごみ箱へ案内
- 出店者ごみは原則持ち帰り

事故・写真・中止対応

- 事故・トラブルは自己責任となります
 - 写真は広報に使用する場合があります
 - 悪天候時は中止・全額返金
-

9. 暴力団排除に関する規約

目的

三条マルシェは、反社会的勢力の関与を排除し、安全で公正なイベント運営を行うことを目的としています。

定義

本規約における「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、またはこれらと密接な関係を有する者を指します。

出店申込みについて

出店申込みを行った時点で、申込者は以下の事項を**表明・確約**したものとみなします。

- 自身および関係者が反社会的勢力に該当しないこと
- 反社会的勢力を利用・関与させていないこと
- 将来にわたっても関係を持たないこと

出店不可となる場合

次のいずれかに該当する場合、出店はできません。

- 暴力団または暴力団員である場合
- 暴力団でなくなった日から5年を経過しない者が従事する場合
- 暴力団等と密接な関係を有している場合

- 暴力団等が経営・運営に関与している場合
- 暴力団等と同一生計にある場合
- 反社会的勢力が関与する団体に所属している場合

許可の取消し

出店許可後であっても、上記に該当する事実が判明した場合や虚偽申告があった場合は、事前の通知なく出店許可を取り消すことがあります。

関係機関との連携

必要に応じて、警察等の関係機関へ照会・協力を求める場合があります。

※本規約は、三条マルシェ出店要項の一部として適用されます。 ※詳細規約は事務局保管の原文をご確認いただけます。

10. 飲食・食品販売の方へ（重要）

飲食・食品販売には保健所の許可が必要です。 詳細な衛生基準・取扱可能食品・禁止事項は③【別紙】食品提供者向け・保健所からの指導要綱等を必ずご確認ください。

お問い合わせ

三条マルシェ実行委員会事務局（丸井今井邸内）

〒955-0071 三条市本町 3-7-8

TEL/FAX：090-8859-9939

MAIL：sanjo.marche+markets@gmail.com

担当：田中